## 令和元年度第1回佐倉市景観審議会

## 議事録

日 時	令和元年7月31日(水)14時00分~16時00分
場所	佐倉市役所 議会棟2階 第3委員会室
出席者	木下会長、片桐副会長
	内田委員、川村委員、佐藤委員、関口委員、田邉委員、平川委員、森田委員(五十音順)
資料	○次第
	○資料1 佐倉の景観 周知・啓発について
	○資料2 わたしが見つけた「佐倉の景観」募集要領
	○資料3 染井野地区景観協定について
	内容

## ○開会

○会長挨拶

○その他(佐倉図書館について)

事務局から説明

委員: おおきな庇(ゲート部分)の説明をお願いしたい。

事務局: 新町通りから見たときに、奥行きを見せるためのゲートとしての意味があるほか、奥の

駐車場には秋祭りの際は山車が入ることから、イベントスペースとして空間を分節しなが

らつなぐ意味もある。

また、秋祭りのために広場スペースを残す関係で建物は敷地の奥に建てるので、通りから建物本体が見えにくいことから、シンボルとしての役割もある。

委員: お祭りの時には多くの方が写真を撮るので、神酒所が目立つように建物は目立たないよ

うにして欲しい。

委員 : 図書館内部は L 字型に吹き抜けになっている。一階から見上げた時に、天井はどのよう

になるのか。

事務局: 吸音性能を持たせる必要があるので、岩綿吸音板を白く塗って、壁と同様に囲われた感

じになる。

光の入れ方は、全面トップライトというよりは3階の窓から取り入れる。この図書館の

大きなテーマなので、工夫していきたい。

委員: 駐車場は何台停められるのか。志津市民プラザは駐車できず困っているという話もある。

事務局: 敷地内は45台。既存の駐車台数が91台であり、これでは足りないので、今の佐倉図

書館の敷地も駐車場にして25台、計70台を計画している。

委員: 図書館の来館者数はどのくらいを想定しているか。

事務局: 想定来館者数は算定しているが、手元に資料がないため、具体的には申し上げられない。

委員 : 異常気象で大雨が問題となっているが、地下の図書館として対策はしているのか。

事務局: 地下にピットを設け貯留できるようにする。このピットは求められている2倍の量を貯

水でき、ピットから地面に浸透させる方法も併用する。

地表面に降り注いだ雨については、浸透も取りながら、新町通りに流れ出ることがない

よう対策はしている。

会長: 外構について、北側に庭園 (テラス) をとるという事だが、模型を見ると地形的にかな

り土手が高いと思う。採光や、館内からの見通しはどうなのか。

事務局: 図書館の地階の奥からは、南向きの光が当たって明るい斜面が見え、近づくと緑の上に

青い空が広がる。また、土手を高くすることで隣の建物が見えないようにしている。

委員: 地階の学習室と閲覧室が狭いと思うが。

事務局: 学習室と閲覧室は静かに勉強したい人向けのスペースで、一般の人が利用できるスペー

スは他にもある。一階のワークショップスペースも使用されていないときは、学生等に開

放する予定。

委員: 地下は暗いというイメージがあるが、実際はどうなのか。

事務局 : 地下にいることを忘れるくらい、外の緑が見え明るいと思う。光が奥まで届くように内

装の仕上げ材も工夫している。

地上の図書館でも、事務スペース等がある関係で窓があるのは片側だけであることが多

いので、あまり変わらないと思う。

○佐倉の景観 周知・啓発について

事務局説明

委員 : 今、趣旨は別として、写真を撮ってコンテストに出したいという人は結構いると思うが、

そういう場が少なくなってきた。イベントの写真中心ではあったが、観光協会の写真展も

昨年でやめてしまったので、今回このような事業を行うことは非常にいいこと。

また、商工会議所では市や観光協会から借りた写真を使用して、カレンダーを作成して

いて好評である。

景観の啓発という事もある訳だから、できればこういうものも活用できればいいと思う。

会長 : イベント等も景観に含まれると思う。資料にあるテーマの①~③は有形なものであるが、

お祭りやイベント等の無形なものも景観でありそれらも公募した方がいい。

委員 : 景観計画ではモノだけでなく人の活動を含めて景観としていて、イベントだけではなく

商店街に人が集まっている風景等も含めるとしている。

委員 : お祭りではなく、人間をターゲットにしている写真も結構ある。

委員: 人間だけをターゲットにするのは景観とは言えないが、街の景観として人が活動している様子が伝わるのはいい。

委員 : まちづくり表彰の景観審議会からの推薦について、スケジュールを伺いたい。中間報告 等がないと、なかなか意見がでないか、とりあえず推薦する事になりかねない。

事務局: まちづくり表彰について、来年度夏に公募、年内に決定する流れを予定している。

本日、方向性について審議会の了承が得られた後、だいたいの年間スケジュールを組んで、委員の皆様に速やかに報告させてもらいたい。

委員 : 夏に募集するとして、景観審議会委員が推薦する案件を探し始めるのはいつからか。

事務局: 委員の方には予めこちらでスケジュールを送付し、募集と並行してこちらへ情報をいただく形を考えている。

委員: 3月、4月ぐらいに依頼があると考えていいのか。

事務局: はい。募集開始と同時又はそれ以前に情報提供をいただければ、合わせて相手方に打診をしていきたい。

委員: 写真展について、何が表彰されるのか。人か、写真か。それとも写真に写った風景(その場所の風景)なのか。

事務局: こちらは表彰ではなく、公募した写真を広く公表していくのが目的であり、募集要領にはコンテストではない旨を記載している。

風景・場所に意識を置いていて、その場所からの景色の見え方を発信していきたい。 なお、公表にあたって、キャプション(撮影者情報等)の表示を考えている。 また、応募で集まった写真素材は景観カレンダー等への活用を考えている。

委員: 写真展について、応募したものが全体的にノミネートされる仕組は異論ないが、行政の 枠組みとして行う場合に、違法なものが写り込んだ場合の扱いが難しい。

> 例えば、一つの看板が路上に出ているだけで、行政としては外部に発信できないが、そ ういう扱いをしなくていいような方法を考える必要がある。

> 行政がお墨付きを与えたというイメージを持たれないために、「市民が選んだ部門」を作ることもできると思う。合法的な風景が魅力的か、というと特に市街地ではそうでもない場合もある。

また、公開して終わりではなくて、応募写真を掲載した街歩きマップを作成したり、写真を使って謎解きイベントをやっても良い。

写真を見るだけではなく、市民が実際に行動し共感できるような、少し長期的な取り組みというのも必要になると思う。

事務局 : 検討する。

委員 : 観光協会では当初の目的を達成し、写真展は平成30年度で終了し、インスタグラムの 写真コンクールを始めた。春と夏に行い、最初はチューリップを対象に行ったところ、2 か月弱で1600点くらい集まった。

> 写真展では、人が移り込んでもいいのかという議論はあったが、「申請者の責任において クリアしてください。」という事を募集要項に入れていた。

最後の年は、北総四都市江戸紀行から江戸の風情を感じる佐倉の街並みをテーマにしたが、テーマがはっきりしていなかったこともあり、多方面から様々な写真が集まり苦労した。

会長 : 写真はどのように公表する予定か。

事務局: ホームページや市民ギャラリー等で公表する予定。選定した写真は市のインスタグラム

でも発信する。

委員: 募集の仕方はどのように考えているのか。たくさん応募してもらうためにはどのように

すればいいのか。ホームページ、広報以外に何があるのか。

事務局: 図書館や公民館でチラシの配架を行う。また、写真の活動をしている団体にも案内する

予定。市の広報番組(動画)でも広報できるので、可能であれば PR していきたい。

委員 : 一般紙の記者に PR をお願いすることはできないものか。知らない人も多いので、開催

後も含めて、PR に力を入れて欲しい。

事務局: 昨年のまちづくり賞については地域新聞に取り上げていただいた。また、市の広報番組

は市内だけではなく、近隣の市町村にも放映されているので、市外にも PR できる。

委員 : 応募用紙の備考欄に伝えたい思い等、自由意見とあるが、その場所の景観を選んだ理由

を必ず書いてもらった方がいい。理由を明確にすることで、同じ場所の写真が送られてき

ても、理由によっては重ねて選ぶこともできるのではないか。

また、景観まちづくり賞の審議会推薦については、佐倉在住の委員の方は、普段の生活の中で気づくこともあると思うので、任期を通じて、その都度推薦してもいいのではない

か。

会長 : 応募用紙の備考欄に自由意見という形ではなく、応募した理由を記載する旨を追記して

欲しい。

委員: その際に例文を入れておくとイメージし易くていい。

会長 : 応募してくれた方は景観に関心がある。今後こちらからの情報の提供や意見をもらえる

関係が築けると良い。

応募時のメールアドレスに、今後市からニュースレターを送ってよろしいかという聞き

方もある。せっかくの機会なので、今後の景観行政に役立てられるといい。

委員 : メールアドレスを登録してもらって、関連する取組みを行う際には意見を聴くとかでき

るといい。そういう意味で、「今後こちらから情報を送信してよろしいか。」という事は応

募用紙に書いておいた方がいい。

事務局 : 検討する。

委員: 学生等にも声かけできたらいい。

事務局 : 検討する。

委員: 写真を使用する際に著作権はどうなるのか。

事務局: 著作権は撮影者、使用権は市。

委員 : そうした場合、撮影者の名前は写真に入るのか。

事務局: WEB で広く公開するものについては、名前を入れることを想定している。その他の 2

次利用については名入れを考えていない。募集の際に明確に出した方がいいか。

委員: 写真でトラブルになるのは、2次利用した際の著作権の問題なので、注意が必要。顔が映

れば肖像権も問題となる。

また、まちづくり表彰については、建物と活動をはっかり分けた方がいい。

審議会の推薦については、テーマを絞らない自由応募のほか、印旛沼が見える風景、城下町が分かる風景をテーマとして設けてもいい。それは、佐倉市が「印旛沼が見える景観」、「城下町の景観」を大事にしていくという意思表示にもなる。市としての狙いを打ち出し

てもいい。

委員 : 毎回テーマがあると趣旨が分かり易い。今回は印旛沼、次回は城下町とすることで、回

を重ねていく意味も出てくる。テーマ賞部門と景観賞部門とか。

委員 : 2次利用について、観光協会では写真を情報誌やメディアに提供している。その際に、「観

光協会写真コンクール受賞作品」と明記してもらっている。また、カレンダーにも使用し

ている。

委員 : 国際的なものだと、著作権が発生している場合にはクレジットを出さないといけない。

名前を出したい方については、2次利用の際にクレジットをつけてあげるべきなので、

情報として出すべき。

事務局: 裏面の募集事項の注意事項に2次利用の際クレジットを希望するか否かを追記する。

委員: あまり難しくならないように。誰もが使用できる写真になる事を書いておけばいい。

会長 : 印旛沼や城下町のような特定のテーマは毎回変えていけると良い。

委員 : 特定のテーマを設ける場合は、応募用紙のテーマの欄に○をつけられるようにするべき。

会長 : テーマを持たせる意義は、例えば印旛沼をテーマにした場合、多様な印旛沼の写真から、

今まで気づかなかった印旛沼の風景を掘り起こすことができる。

また、話題性を持たせて公表することができるので、より注目してもらえる。毎回テー

マを変えていくことで、新たな発見ができる。

委員: 印旛沼や城下町は、重要景観拠点に位置付けているので、これをテーマにすることで、

市として景観形成に力を入れているという事を伝えることにもなる。

会長 : 写真を公募する際には、景観審議会で特定のテーマを決めるサイクルになるのではない

か。

事務局: 特定のテーマを既存のテーマ(1.自然・田園、2.歴史・文化、3.市街地)に加え

るとして、今年度の写真展のテーマは何がいいか

委員: 日本遺産のテーマは、いつもあった方がいいのでは。

委員: 日本遺産の文化財要素が浸透していないので、景観の取組の中で周知していくのは大切。

会長 : それが、そのままテーマになるのか。

委員 : 例えば武家屋敷、堀田邸をテーマに発信して、仮に応募がなくても構成文化財の周知と

しての意味はある。

会長 : せっかく裾野を広げるのだから、日本遺産の写真コンテストになるとまずい。応募され

た写真の中に日本遺産の構成要素があれば、公表の際にその旨を周知する方法もあるかと。

委員: 古いものがまち並みとして残らない事が問題視されているので、例えば「成田街道沿い

の風景」とすれば、どうか。これならば、臼井等も含まれる。

委員: 成田街道はテーマとして面白い。船橋から成田まで結んでいたので、市内でも広範囲が

対象となる。

会長: 今回は成田街道をテーマに加えることで良いか。

(委員意義なし)

○その他(景観協定について)

事務局より説明

○その他(事前協議について)

事務局から説明

○事務局からの連絡事項

○閉会